

豊後大野市民病院自動販売機設置共通仕様書

この仕様書は、豊後大野市民病院内における自動販売機の設置については本仕様書に基づき実施するものとする。

1. 設置運営場所

別紙「豊後大野市民病院自動販売機貸付物件一覧表」のとおりとする。

2. 病院の理念及び基本方針

病院の理念

1. 地域の中核病院として、地域住民の生命と健康を守るために、安全で最新の医療と救急医療の提供を目指す。
2. 豊かな地域づくりのために、保健予防活動に努める。

基本方針

1. 患者の権利を尊重し、理解と同意に基づいた医療を提供する。
2. 医療水準の向上を図り、安全で専門性の高い医療を提供する。
3. 安心できる救急医療体制の整備に努める。
4. チーム医療を推進し、責任ある医療を提供する。
5. 公平で公正な医療を温かく提供する。
6. 地域との連携を深め、地域社会の保健医療の発展に努める。
7. 教育研修に努め、働きがいのある信頼される病院組織を目指す。
8. 自治体病院として、持続性のある安定した病院経営に努める。

3. 病院概要

1) 病院建築概要

(1)	名 称	豊後大野市民病院
(2)	所 在 地	大分県豊後大野市緒方町馬場 276 番地
(3)	構 造 ・ 規 模	S 造、RC 造地上 2 階
(4)	床 面 積	17,071.82 m ²
(5)	用 途	病院

2) 病院施設概要

(1)	病 床 数	199 床
(2)	診 療 部 門	内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、腫瘍内科（化学療法）、内分泌・代謝内科、腎臓内科、神経内科、血液内科、外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、麻酔科、小児科、皮膚科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、泌尿器（人工透析）
(3)	病 院 職 員 数	309 名（正規職員、会計年度任用職員）

	約 50 名（委託事業者社員数） （令和 5 年 8 月 1 日現在）
(4) 外来受診患者数	1 日約 327 人（令和 5 年 4 月 1 日現在）
(5) 診 療 時 間	月曜日から金曜日
(6) 病棟面会時間	13 : 00～20 : 00
(7) 売 上 金 額	2,291,540 円（令和 4 年度実績） ※売上金額は貸付物件の 2 箇所の合計金額

4. 契約方法および契約期間

契約方法は地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく、行政財産の貸付により行うものとする。貸付契約予定期間は令和 5 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日から 3 年間とする。

5. 設置自動販売機の種類

別紙「豊後大野市民病院自動販売機貸付物件一覧表」のとおりとする。

6. 支払金額

1) 設置貸付額

落札者が入札した額（年額）を貸付額とし賃貸借契約を締結する。

2) その他経費（設置事業者負担分）

飲料用自動販売機の設置及び撤去に係る費用については、原則設置業者による負担とする。ただし、設置に関わる電源の確保及び給水管設置については、豊後大野市民病院が行うものとする。

電気料金については、設置事業者の負担にて新たに子メーターを設置しそのメーターの数値により、毎月豊後大野市民病院が発行する納付書に記載されている金額とする。

3) 支払額

ア 設置貸付額

使用料及び消費税額及び地方消費税額

イ 電気使用料

子メーターによる電気使用量額

7. 自動販売機の機能

- ① 自動販売機の機種は省エネ法に基づき経済産業省が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー効率のよい自動販売機を設置すること。
- ② 自動販売機窃盗被害の発生防止のため、防犯対策等を講じること。
- ③ 真空断熱材が採用されている機種とすること。
- ④ ノンフロン対応機とすること。
- ⑤ 設置する自動販売機は原則として誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの機種を設置すること。

- ⑥ 災害発生時や緊急事態が発生し停電になった場合でも対応できる災害救援ベンダー（充電機搭載型）を設置すること。

8. 維持管理

- ① 自販機の設置から商品の補充、金銭管理、自販機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自販機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務は、フルオペレーションとし設置事業者の責任において実施すること。
- ② 販売する飲料の容器に応じた使用済容器の回収ボックスを自販機横に設置する等、適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 商品の搬入、使用済容器の回収時間及び経路については、施設管理者と協議のうえ、決定すること。
- ④ 賞味期限に注意する等、販売製品の品質管理に万全を尽くすこと
- ⑤ 自販機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置業者の責任において対応すること。また、設置する自販機には、故障等が発生した際の連絡先を明示すること。
- ⑥ 販売品の売価は、設置事業者により任意で設定すること。ただし、標準小売価格より高い価格では販売しないこと。
- ⑦ 設置事業者は 1 カ月の販売実績（自販機 1 台ごとの販売本数及び金額）を集計し、翌月 15 日までに豊後大野市民病院医事・経営課経営係に販売実績報告書（任意の様式）を提出すること。

9. 禁止事項

- ① 貸付物件は自動販売機設置以外の用途に使用することはできない。
- ② 自動販売機設置の権利については、第三者に譲渡・転貸、または他の権利を設定することはできない。
- ③ 貸付期間中は、自動販売機全部の販売を継続すること。貸付物件の一部の販売を中止することはできない。
- ④ 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託すること。
- ⑤ 自動販売機で酒類を販売すること。
- ⑥ 自動販売機の販売品と直接関係のない公告を掲示すること。

10. 原状回復

- ① 設置事業者は、貸付物件を貸付期間が満了する日までに契約が解除された場合は豊後大野市民病院が指定する日までに原状に回復すること。
- ② 設置事業者は原状回復に要した費用、設置に伴い要した費用、改良費等の有益費その他の費用の支出があっても市に対して補償を請求することができない。
- ③ 貸付期間の満了前に、次の貸付期間も引き続き同じ貸付物件を使用できることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

11. 豊後大野市民病院災害時における飲料の提供協力に関する協定書

当院は災害拠点病院の指定を受けていることから、災害発生時には来院者、入院患者はもとより多数傷病者の受け入れや各種支援団体の受け入れ拠点として機能することとなるため、設置事業者と飲料水等の提供協力に関して協定を締結することとする。協定期間については貸付契約予定期間とする。

1 2. その他

- 1) 消費税額及び地方消費税額変更が変更になる場合は、契約金額の変更することとなる。その際の販売品の価格増減については各社の判断に委ねる。
- 2) 本仕様書に定めるもののほか、運営に際し必要な事項が生じた場合は、病院と協議しその指示に従うこと。